

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成28年11月17日（平成28年（独個）諮問第25号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（独個）答申第20号）

事件名：本人が特定期間に受験した定期試験の各科目の答案用紙の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書24に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月30日付け神大情報開示第215-1号により国立大学法人神戸大学（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

###### ア 趣旨

不開示部分のうち、合計得点の開示を求める。

###### イ 理由

合計得点について、法人の事務事業への支障を理由に不開示としたことは失当であると考えため。

合計得点と個別の採点は、採点作業においては性質の異なるものであり、個別の性質を考慮の上で、それぞれがいかなる理由で法に定める不開示事由に該当するかを説明せず、これらを一律に事務事業への支障を理由に不開示としたことは、不当な処分である。

##### (2) 意見書

###### ア 諮問庁が一部を新たに開示することについて

諮問庁は、当初開示しないとした部分のうち、シラバスにおいて成績の評価方法が公にされている講義については、その定期試験の点

数を開示したとしても、諮問庁が行う成績評価事務の適正な遂行に支障を及ぼさないとして、新たに開示するとしている。

しかし、当該部分は、開示請求に対する決定があった後に、審査請求人が諮問庁に口頭で指摘した事項であり、自ら主体的に判断を顧みたものではない。かかる事情に鑑みれば、諮問庁が、開示請求に対して精査の上で決定をしたとは、到底いうことができない。専門家ではない一個人が指摘できる程度の事柄が見過ごされているのであるから、専門的見地からみれば指摘できる事項が他にも存在するはずであり、審査会にあっては、より厳格な審査をされることを望むものである。

#### イ 諮問庁の理由説明に対する意見について

諮問庁が、理由説明書（下記第3）の「5 一部開示決定が妥当と考える理由」において主張する事柄について、以下のとおり意見を述べる。

なお、下記（ア）で述べるとおり、審査請求人は、諮問庁の理由説明に瑕疵がある旨を主張するから、下記（イ）から（キ）までは、想定の上で意見を述べていることに留意されたい。

#### （ア）合計得点を開示することにより評価基準が推測されることについて

諮問庁は、合計得点を開示することにより、「その授業における評価基準等が推測される」と主張する。しかし、具体的にどのようにして、定期試験の合計得点と優・良・可・不可の成績から、成績評価基準が推測されるかについて、諮問庁は、決定通知書及び理由説明書において一切説明していない。

諮問庁は、合計得点を開示することにより、諮問庁の行う事務に支障がある旨主張するが、ある情報が法に定める不開示事由に該当することを主張する場合には、単に該当することを述べるだけではなく、その適用が合理的であることを主張、立証しなければならない。特に、諮問庁が不開示事由該当性を主張する法14条5号は、同条の他の号と異なり、文言上は事務への支障という漠然とした不開示事由を定めるに過ぎないため、その適用の立証について、

「「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される」（個人情報保護法の逐条解説（第5版）、宇賀克也）とされている。一般論としても、諮問庁に限らずある組織・団体が行う事務に係る情報を開示すれば、その事務に支障が生じ得ることは当然のことであり、それを承知の上で法は独立行政法人に対して開示義務を定めているの

であるから、単に事務への支障があることを主張するだけでは足りないことは明らかである。

諮問庁は、成績評価基準が推測されることにより、学生に対する評価事務の遂行が困難になる旨主張する。しかし、諮問庁が想定する支障が生じ得るには、諮問庁の説明によれば、開示した情報と他の情報から「好成績をとるためだけの受講対策が可能」である程度に、詳細な成績評価基準が推測されなければならないが、これについての具体的な説明はない。ここでいう成績評価基準とは、単に講義の成績評価において、定期試験が何割を占めるかという程度の情報であって、かかる情報が、法的保護に値するほど具体的に事務への支障を惹起する可能性を持つものではない。

以上のとおり審査請求人は主張するが、いずれも想定に基づくものであり、審査請求に対する裁決に影響を及ぼすものではない主張が含まれる場合もある。しかし、そもそも想定で反論しなければならない程度に、諮問庁の主張が抽象的過ぎると考える。よって、審査請求人は、諮問庁の主張に対する適切な抗弁をすることができず、審査請求における正当な権利の行使ができない。審査請求人としては、理由説明書における諮問庁の理由説明の瑕疵を主張するものである。また同時に、諮問庁の主張には理由がなく、法14条5号の適用は違法である旨主張する。

#### (イ) 諮問庁が行う成績開示について

諮問庁に所属する学生は、定期試験受験後の一定期間後に、在学生向けのポータルサイトである「うりぼーポータル」により、自身が受講した講義の成績を知ることができる。これにより知ることができる情報は、神戸大学共通細則4条に定める成績のいずれに該当するかであり、おおよその点数を知ることができるのみである。このことについては、諮問庁が理由説明書で説明するとおりであり、審査請求人にあっても異論はない。

しかしながら、諮問庁は、教養科目については、一定の条件の下でこの点数を閲覧に供しており、在学生は、諮問庁に申し出れば、容易にこれの閲覧をすることができる。真に点数を開示することが、諮問庁の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすのであるならば、諮問庁がこのような制度を設けることと矛盾する。少なくとも、教養科目については、審査請求人が容易に知り得た情報又は既知である情報であるから、保有個人情報開示制度における不開示事由に該当する合理的な理由は見当たらない。また、教養科目以外についても、諮問庁のかかる制度に鑑みれば、これを教養科目とことさら区別して不開示とする合理的な理由は見当たらない。

(ウ) 諮問庁が公表する成績評価基準について

諮問庁は、開講する講義ごとにシラバスを作成、公表しており、当該シラバス中の項目の一つとして成績評価基準が記載される※。この成績評価基準は、担当教員によりシラバスへの記載の程度は異なるが、おおむね①定期試験のみによって評価するもの、②定期試験以外の要素を加味する講義であってその点数配分を明示するもの及び③定期試験以外の要素を加味する講義であってその点数配分を明示しないものの3種類に大別される（定期試験によらず成績評価を行うものを除く。）（別添「シラバス」参照）。この3つについて、以下のとおり順に意見を述べる。

A 定期試験のみによって評価するもの

定期試験のみによって成績評価をする講義は、「その判定には定期テストの点数に限らず、小テストや平常点等を考慮し総合的に判断される」場合ではないため、諮問庁の主張は当たらない。このことは、理由説明書の「6 新たに開示する部分について」において、諮問庁も認めるところである。

B 定期試験以外の要素を加味する講義であってその点数配分を明示するもの

定期試験に加えて、小テストなどの要素を加味して成績評価を行う講義の場合は、諮問庁が主張する「その判定には定期テストの点数に限らず、小テストや平常点等を考慮し総合的に判断される」場合に当たる。しかし、そもそも評価の基準を明示している場合には、開示請求においてことさら不開示にする理由はない。このことについても、Aと同様に諮問庁が認めるとおりである。

C 定期試験以外の要素を加味する講義であってその点数配分を明示しないもの

諮問庁は、定期試験に小テストの結果などを加味して総合的に評価する場合であって、評価基準を明示していない講義は、その合計得点を開示することにより、評価基準等が推測され、以降の成績評価事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

小テストなどを行う講義の場合、その成績への反映のさせ方は、講義の性質や担当教員の考え方により様々である。例えば、講義の終了とともに提出を義務付けるレポートであれば、単なる理解度だけではなく、自主的な調査への取り組み方や文章の構成力など、筆記試験だけでは判断できない学生の受講態度を判定することができる。このような場合には、諮問庁が事務事業

への支障の存在を主張することに理由がある場合も考えられる。

しかし、いわゆる成績不良者に対する救済を目的として出席数等の平常点を加味する場合、その加点の程度はごくわずかであるか、あるいは成績優秀者に対しては全く考慮しないのが通常である。かかる場合にあっては、学生が平常点ばかりを重視し、定期試験にむけた研究、学習をおろそかにするなど、その成績評価を適正に行えないこととなる合理的な説明は、諮問庁の理由説明書からは読み取ることができない。また、仮に救済の程度を超えて大幅に平常点を加味するのであれば、そもそもそのような評価方法によりいかに「公平・公正・的確に受講者の学力を把握し、学習態度を評価する」のかが全く不明であり、諮問庁が主張する「成績評価事務の適正な遂行」に対する支障が、いずれに存在するのかが明らかでない。

これ以外にも、定期試験や小テスト等の評価の軽重をシラバス上で明示はしないものの、シラバスにおおまかには記載するものや、講義の冒頭で説明するものなど、講義ごとにその成績評価基準の公表の仕方は様々である。かかる事情に鑑みれば、諮問庁が主張するように、シラバスにおいて成績評価基準を明示していないことをもって、一律に合計得点を不開示にすることは妥当ではなく、講義ごとに成績評価基準の公表の実態を考慮して、開示不開示の判断をするべきである。なお、合計得点を一律に不開示にするのではなく、個別の事情を斟酌して開示することについて、諮問庁が理由説明書の「6 新たに開示する部分について」において一部を開示することとしていることから、諮問庁も認めるところであるとみられる。

※ 実際上は、項目としての「成績評価基準」にではなく、「成績評価方法」の一部分として記載されることが多いとみられる（別添「シラバス」参照）。

#### (エ) 評価の基準の性質について

上記（イ）及び（ウ）に述べた意見は、成績評価基準における定期試験とそれ以外の評価項目の軽重が判明することが、諮問庁が行う事務事業の適正な遂行に支障があることを前提としたものであるが、そもそもこれには理由がない。

諮問庁は、成績評価基準を公にしないことを当然のこととして、開示不開示の理由を説明しているとみられる。確かに、評価という作業の一般論として、その基準が明らかになることは、その根本的な意義を否定しかねず、公にすることによる支障が生じ得ることに異論はない。

しかし、その一方で、評価をする立場にある者は、その評価の仕方が公明正大であることを証明する義務を負う。そのためには、支障が生じない範囲において、評価基準を公表したり、評価結果を通知したりすることが求められ、特に行政機関など公益性の高い機関にあっては、例えば入札情報を公表するなどしていることは周知のとおりである。諮問庁は、行政機関ではないものの、それに準ずる組織であり、その主たる事業である学生に対する評価事務において、同様の姿勢が求められることはいうまでもない。

よって、諮問庁は、一般論として、評価の対象である学生に対して、その評価について一定程度説明する義務を負うと考えるべきである。諮問庁が、その主張のとおり「公平・公正・的確に受講者の学力を把握し、学習態度を評価する」ことを志向しているのであれば、それを一方的に主張するだけではなく、それを証明しなければならない。そうすると、むしろ評価基準は公にされるべき情報であって、諮問庁の主張は失当である。諮問庁は、公正に評価するためには合計得点は開示できない旨を主張しているが、主張のとおり公正に評価していることの根拠を何ら提示せずに、一方的に主張するばかりであり、これには全く説得力を持たない。

これに対して、詳細な評価基準を明らかにすると、特定の分野のみに偏って定期試験対策をすれば良いということになりかねないことは、審査請求人も認めるところであり、ゆえに当初から個別の点数の開示は求めている。しかし、単に定期試験の点数が成績評価の何割を占めるかということが公になったとしても、このような状況に陥る蓋然性はなく、また公平性の確保のためにも、この程度の情報は明らかにすべきである。

この点については、「「適正」の要件の審査に当たって、開示することの利益が比較衡量の対象になる」（個人情報保護法の逐条解説（第5版）、宇賀克也）とされている。すなわち、評価の公平性を確保する利益と、諮問庁の事務に生じる不利益とを比較した結果、後者が上回る場合でなければ、諮問庁の主張は、単に支障が存在することを述べるに過ぎず、それが法に定める「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しない。

このことについて、諮問庁は、評価者の立場から開示することによる支障を主張するが、一方で、開示することにより生じる正当な利益を考慮していない。講義に臨む学生の立場に立てば、自分の研究・学習への意欲をどのようにして評価してもらえるのかは、重大な関心事である。自身の実力や意欲を正当に評価してもらうためには、一回限りの筆記試験に集中すればいいのか、調査・作成に十分

な時間をかけて丁寧なレポートを記述すればいいのか、講義において積極的な発言に努めればいいのか、いずれであるかを知りたいと思うことは当然のことであり、かかる期待が不当なものであると断じることができない。諮問庁が主張する不利益と、他方の正当な利益とを比較衡量することなしに、漫然と事務事業遂行情報である旨を主張することは許されない。

以上が審査請求人の主張であるが、このような考え方が妥当であるからこそ、現に多数の教員が、シラバス等において成績評価基準を明示しているのであり、むしろこれを明示していないことこそが、評価する側として妥当な姿勢とはいえない。そもそも、シラバスの共通の様式に「成績評価方法」や「成績評価基準」という項目を設け、成績評価について情報を公開する姿勢を形の上では示しているながら、現に成績評価の基準が公にされていないため開示できないというのは、あまりに形式的すぎる対応である。つまり、諮問庁は、成績評価基準を明示していないことをもって不開示とするのではなく、むしろ本来明らかにすべき情報であるとして、積極的に開示する立場に立つべきであり、本件個人情報開示請求において、成績評価の配分を公にしていることをもって不開示としたことは失当である。

(オ) 定期試験の合計得点を開示していないことについて

諮問庁は、定期試験の合計得点を通常受講者に提示していないことを、合計得点を開示しない理由の一つとして挙げている。しかし、諮問庁が通常行う事務においてどのようにしているかということと、開示請求において開示できないことは、直接には関係がない。諮問庁が、自己の事務において自主的に制度設計をしていることと、法律上原則として開示が義務付けられている情報を開示しないことは、切り離して考えるべきことである。つまり、諮問庁が、現にある情報を公にしていることをもって、直ちにその情報が法律上開示できない情報であるとみなすことはできないから、諮問庁の主張は失当である。

(カ) 審査請求の理由の補足について

審査請求人は、審査請求の理由において、「合計得点と個別の採点は、採点作業においては性質の異なるものであり、個別の性質を考慮の上で、それぞれがいかなる理由で法に定める不開示事由に該当するかを説明せず、これらを一律に事務事業への支障を理由に不開示としたことは、不当な処分である」旨を主張した。この点について、以下のとおり補足する。

審査請求人は、成績評価基準については、上記（ア）及び（エ）

で主張するように、その情報のレベルによって開示の可否や開示すべきか否かが異なると考える。上記（ア）及び（エ）で主張することを整理すれば、定期試験の点数が成績評価の何割を占めるかといった大まかな評価基準は、明らかになっても支障はなく、むしろ明らかにすべき情報であり、一方で設問ごとなどの詳細な評価基準は、それには当たらないため不開示が妥当との主張である。

このことについては、審査請求の理由で「合計得点と個別の採点は、採点作業においては性質の異なるもの」とするように、審査請求人は当初から指摘している。すなわち、合計得点を開示することにより公になる成績評価基準と、個別の採点を開示することにより公になる成績評価基準は、その性質が異なるため、諮問庁が両方の不開示の妥当性を主張するのであるならば、その違いに着目した詳細な理由説明が必要であるとの主張である。

しかし、理由説明書は、問題ごとの配点の不開示妥当性に触れた上で、「合計得点についても同様の考え方であり」と、なおも区別せずに合計得点の不開示妥当性を主張する。かかる主張は不当であると審査請求書で指摘したにも関わらず、諮問庁はこれについて触れることなく処分と同様の主張をしているため、上述のとおり補足するとともに、その主張が不当であることを改めて指摘するものである。

なお、審査請求の理由には、「それぞれがいかなる理由で法に定める不開示事由に該当するかを説明せず」と記載しているが、理由付記に形式的瑕疵が存在する旨を主張するものではない。

（意見書の資料等は省略する。）

### （３）追加意見書

ア 保有個人情報開示請求における定期試験の答案用紙の性質について  
諮問庁は、定期試験の答案用紙のうち、個別の配点及び合計得点を不開示とすることが妥当である旨主張するが、決定通知書及び理由説明書からはその論拠が明らかでない。よって、審査請求人は、他の国立大学法人の考えを参考に、諮問庁の主張の適否を検討することとした。

諮問庁と同じ国立大学法人は、諮問庁を含めて８６法人（平成２８年１２月１９日現在）存在する。このうちの５３法人（注１）は、情報公開又は個人情報開示請求に係る開示・不開示の審査基準等（以下、第２の２（３）において「審査基準」という。）を定めている。更にそのうちの２２法人（注２）は、審査基準において具体例を挙げながら考え方を公表しており、おおむねその考え方は共通している。このうち、国立大学法人岡山大学が定める「国立大学法



人岡山大学の保有する個人情報に関する開示請求等の審査基準」（以下、第2の2（3）において「岡山大学審査基準」という。）を例に、以下に考えを示す。

岡山大学審査基準は、開示請求者以外の個人に係る「定期試験の答案」は、開示請求者以外の個人に関する情報として、不開示とする旨を定めている。この反対解釈として、開示請求者に係る定期試験の答案は、法14条2号により不開示となる情報ではない。

他方で、法14条5号不開示事由該当性について、岡山大学審査基準は、「学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者及び採点者の氏名」及び「現在検討中の入試制度改革関係資料」は、開示しないとしている。前者については、出題者及び採点者に不当な圧力がかかるおそれがあること、後者については、今後の試験の実施に係る具体的な評価基準が明らかになることが論拠とみられる。しかし、諮問庁が主張する定期試験の点数については、岡山大学審査基準は一切触れていない。これは、例示する2つと異なり、例として挙げるに足るだけの理由付けが困難であるからと考える。

岡山大学審査基準以外も、おおむねその考え方は同じであるため、定期試験の点数が法14条5号に該当することについて、他の国立大学法人の審査基準を参考にしてもその論拠は明らかにできず、よって諮問庁からの詳細な説明が待たれるところである。上記（2）の意見書において既に述べたように、法14条5号適用に当たっては、「「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される」（個人情報保護法の逐条解説（第5版）、宇賀克也）のであり、諮問庁は、これを充足する説明をすることが求められる。

なお、以上の主張は、諮問庁とは異なる機関の考えに基づくものであるが、既に述べたように、諮問庁の主張の論拠が明らかでないため、参考例として他の国立大学法人の考えを挙げたものである。

#### イ 意見書のイ（エ）に係る追加意見

審査請求人が、上記（2）の意見書のイ（エ）において、成績評価基準の性質について主張したことについて、以下のとおり審査請求人の主張を補強する事実を提示する。

国立大学法人小樽商科大学は、「国立大学法人小樽商科大学情報公開規程5条1項に基づく法人文書の開示基準」において、「定期試験答案、レポート等は、法人文書に該当するが、個人識別が可能であるのみならず、学生の名誉、信用等にもかかわる個人情報でもある」として、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に

基づく法人文書開示請求があった場合には、不開示とする旨を定める。

しかし一方で、「なお、これについては、情報公開とは別に、本人からの問い合わせや質問に対しては真摯に対応することが求められる」としている。すなわち、国立大学法人小樽商科大学が、定期試験等に係る本人からの求めに対して、形式的な対応をすることを戒める規定である。具体的な取扱いとしては、学生の求めがあれば、定期試験の点数を示すようにしており（注3）、諮問庁が法に基づく手続きをとってもなお不開示としていることとは、真逆の対応である。

諮問庁は、定期試験の合計得点を開示することにより、事務事業に支障があると主張するが、かかる実情に鑑みれば、その主張はいささか根拠薄弱である。なお、上述の事実は、諮問庁とは異なる機関に係るものであるが、同じ国立大学法人である諮問庁に、同様の姿勢が求められることはいうまでもない。

注1 （具体的な大学名の記載については、省略する。）（順不同。  
平成28年12月19日時点で確実に確認できるもののみ）

注2 （具体的な大学名の記載については、省略する。）（順不同。  
平成28年12月19日時点で確実に確認できるもののみ）

注3 国立大学法人小樽商科大学教務課に確認（平成27年12月19日）

（出典及び引用文献の記載は省略する。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の対象事案について

審査請求人から、「特定期間に受験した定期試験の各科目ごとの答案用紙」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求があり、平成28年9月30日付けで保有個人情報の開示をする旨の決定（原処分）及び保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分とは別の不開示決定。以下「別途処分」という。）を行い、開示を実施したところ、その後審査請求があった。

#### 2 一部開示決定とした理由

採点及び問題毎の配点については、これらを公にすることにより評価基準等が推測され、以降の定期試験事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため、法14条5号柱書き及びハに該当するとして、不開示とした。

#### 3 審査請求について

不開示部分のうち、合計得点の開示を求める。合計得点について、法人の事務事業への支障を理由に不開示としたことは失当であると考えられるため。

合計得点と個別の採点は、採点作業においては性質の異なるものであり、個別の性質を考慮の上で、それぞれがいかなる理由で法に定める不開示事由に該当するかを説明せず、これらを一律に事務事業への支障を理由に不開示としたことは、不当な処分である。

#### 4 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示するものとし、その余の部分については、法14条5号柱書き及びハに該当するとして、不開示とした。

#### 5 一部開示決定が適当と考える理由

審査請求人は答案用紙に記載の各問における個別の配点については開示を求めておらず、それらを加算した合計得点についての開示を求めており、その理由として、個別の配点及び合計得点を不開示とした理由を一律に法14条5号ハに該当するとしているが、それぞれがいかなる理由で当該不開示事由に該当するかを明示していないため、としている。本件において、問題ごとの配点を不開示とした理由については、これらを公にした場合、当該試験に係る採点や評価の仕方等を推測することが可能となり、これに対応した定期試験対策が当該受講者の間で流布することで、公平・公正・的確に受講者の学力を把握することが極めて困難となる。また、ひいては、当該教員における次回定期試験以降の採点・評価の方法、問題作成の在り方に影響を及ぼすこととなり、成績評価事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることとなる。以上により、法14条5号柱書き及びハに該当するものであるとしたところであるが、合計得点についても同様の考え方であり、本来大学が学生に対して提示する成績は「優・良・可・不可」のいずれかであり、その判定には定期テストの点数に限らず、小テストや平常点等を考慮し総合的に判断されるものである。また、定期試験の合計得点は通常受講者へ提示しておらず、仮に合計得点について公にした場合、自身が知りうる「優・良・可・不可」の情報と採点結果から、その授業における評価基準等が推測されることとなり、好成績をとるためだけの受講対策が可能となるおそれがあり、公平・公正・的確に受講者の学力を把握し、学習態度を評価することが極めて困難となる。

したがって、問題ごとの配点及び合計得点はともに、評価基準等が推測され、以降の成績評価事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため法14条5号柱書き及びハに該当し部分開示としたものであり、決定は妥当であると判断した。

#### 6 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、当該請求人が受講した年度のシラバスにおいて、「成績評価方法と基準」が掲載されており、同基準において成績評価における定期試験合計得点とその他の比率を明示している

授業科目については、既に評価基準等が明らかにされているため上記5に記載したおそれはなく、法14条5号柱書き及びハに該当しないことから、新たに開示することとする。なお、「実定法入門」（文書24）については、本科目は3名の教員で構成されている授業であり、定期試験では各教員が作成した問題ごとに1枚（合計3枚）の答案用紙が受講者に配付される。本件請求における「合計得点」とは当該各答案用紙に記載された得点を合算したものを指すものであり、それぞれの答案用紙に記載された得点については、上記5において説明し不開示とした「問題ごとの配点」に該当するものであるため、不開示とする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 同月15日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同月20日 審査請求人から追加意見書を收受
- ⑥ 平成29年4月24日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年7月3日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人が特定期間に受験した定期試験の科目（以下「本件科目」という。）を特定し、本件科目に係る審査請求人の答案（文書）のうち、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書24に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）につき、法14条5号柱書き及びハに該当する部分を不開示とする決定（原処分）を行った。なお、本件科目に係る審査請求人の答案（文書）のうち、その余の文書に記録された保有個人情報については、別途の不開示決定（別途処分）を行っている。

審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、合計得点が記載された部分の開示を求めている。

諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分のうち一部の科目の合計得点については、法14条5号柱書き及びハのいずれの不開示情報にも該当しないことから、これを開示することとするが、その余の科目の合計得点（以下「不開示維持部分」という。）については、同号柱書き及びハの不開示情報に該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 不開示維持部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、次のとおりであることが認められる。

ア 別表の1欄に掲げる文書1ないし文書24に記録された保有個人情報は、いずれも審査請求人を本人とする保有個人情報であって、これらのうち、審査請求人が開示を求める合計得点が記載された文書は、文書1ないし文書16である。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、理由説明書（上記第3。以下同じ。）で新たに開示することとした保有個人情報が記録された文書について確認させたところ、文書3ないし文書16とのことであり、不開示維持部分は、文書1及び文書2における合計得点が記載された部分である。

### (2) 不開示情報該当性について

ア 不開示維持部分について、諮問庁が不開示を維持する理由等は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

(ア) 本来大学が学生に対して提示する成績は「優・良・可・不可」のいずれかであり、その判定には定期テストの点数に限らず、小テストや平常点等を考慮し総合的に判断されるものである。また、定期試験の合計得点は通常受講者へ提示しておらず、仮に合計得点について公にした場合、自身が知り得る「優・良・可・不可」の情報と採点結果から、その授業における評価基準等が推測されることとなり、好成績をとるためだけの受講対策が可能となるおそれがあり、公平・公正・的確に受講者の学力を把握し、学習態度を評価することが極めて困難となる。

したがって、合計得点は、これを公にした場合、評価基準等が推測され、それ以降の成績評価事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため法14条5号柱書き及びハに該当する。

(イ) 原処分において不開示とした情報のうち、新たに開示することとした部分については、審査請求人が受講した年度のシラバスにおいて、「成績評価方法と基準」が掲載されており、同基準において成績評価における定期試験合計得点とその他の比率を明示している授業科目については、既に評価基準等が明らかにされているため上記(ア)に記載したおそれはなく、法14条5号柱書き及びハに該当しない。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 諮問庁は、上記アのとおり、科目の合計得点を開示すると、審査

請求人が有する「優・良・可・不可」の情報とあいまって評価基準等が推測され支障が生じる旨説明するが、他方で、審査請求人が開示を求める16科目中14科目については、シラバスにおいて成績評価の際の定期試験合計得点とその他の比率を明示しているため既に評価基準等が明らかにされているとして合計得点を開示し、残り2科目の合計得点については評価基準等が明らかにされていないので、不開示を維持すべきであるとしている。

(イ) このように、相当数の科目において評価基準等を自ら明らかにしている実態があるのであれば、そもそも評価基準等が明らかになったとしても諮問庁が上記ア(ア)で説明する支障は生じないと判断するのが合理的であるところ、仮に、たまたま評価基準等を自ら明らかにしていない2科目については、他の科目とは異なり、評価基準等が明らかになると、諮問庁が上記ア(ア)で説明するような支障が生じる特段の事情があるというのであれば、諮問庁は当該特段の事情を具体的に説明すべきであるが、諮問庁の説明からはそのような特段の事情の存在はうかがえない。

したがって、不開示維持部分は、法14条5号柱書き及びハに該当するとは認められず、開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別表（本件対象保有個人情報記録された文書）

1 文書	2 下記科目に係る 審査請求人の答 案	3 審査請求人が開示すべ きとする部分（合計得 点の記載）の有無 （有；○，無；×）	4 不開示維持部分の有 無 （有；○，無；×）
文書 1	心と行動	○	○
文書 2	比較政治学	○	○
文書 3	法哲学	○	×（諮問庁が新たに 開示すると説明）
文書 4	西洋法史	○	×（同上）
文書 5	英米法	○	×（同上）
文書 6	ロシア法	○	×（同上）
文書 7	社会科学原理	○	×（同上）
文書 8	環境法	○	×（同上）
文書 9	税制と法	○	×（同上）
文書 10	憲法Ⅱ	○	×（同上）
文書 11	刑法Ⅰ	○	×（同上）
文書 12	民法Ⅱ	○	×（同上）
文書 13	民法Ⅴ	○	×（同上）
文書 14	民事執行・保全 法	○	×（同上）
文書 15	商法Ⅰ	○	×（同上）
文書 16	商法Ⅱ	○	×（同上）
文書 17	心理学	×	—
文書 18	科学技術と倫理	×	—
文書 19	現代の経済	×	—
文書 20	企業と経営	×	—
文書 21	地球と惑星（一 部）	×	—
文書 22	西洋政治史	×	—
文書 23	政治文化論	×	—
文書 24	実定法入門（一 部）	×	—